



船名			IMO番号(又は船舶番号・漁船登録番号)		
貨物情報	本邦内での陸揚貨物の種類(積荷地)・数量		入港予定港における船積貨物の種類・数量		
	入港予定港	(種類)* (数量)*	(種類)* (数量)*		
	その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)				
危険物情報	品名(積荷地)・等級・国連番号・容器等級・引火点(密閉式による摂氏)		こん包の数・正味重量	船舶内の積付け位置	
	入港時				
	出港時				
危険物荷役情報	危険物荷役業者名・電話番号				
	危険物荷役期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで				
保障契約情報	保障契約締結の有無【有・無】	保障契約証明書等の番号(保障契約証明書等を有している場合)			
	保障契約証明書等を有していない場合の記入事項	①保険者等の氏名又は名称			
		②保障契約の証書の番号			
		③保障契約の有効期間			
		④燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・填補する契約となっているか	【なっている・なっていない】		
	⑤保障限度額				
過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無【有・無】					
備考	*危険品の有無		有・無	*可動橋使用	有・無
				*旅客乗降用固定施設使用	有・無
港湾管理者記入欄(以下の欄には記入しないこと)					
船席(着岸位置)			使用料		
バース	着岸位置		係船料	円	
着岸(予定)日時		離岸(予定)日時		可動橋使用料	円
月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	旅客乗降用固定施設使用料	円

○港長，港湾管理者，地方運輸局，海上保安署共通注意事項

注1 入港前手続様式については，申請・通報を行おうとする官署全てに提出すること。（公共の係留施設を使用する場合は，係留施設使用許可申請時に提出すること。）ただし，入港（本邦以外の地域の港から特定海域に入域をしようとする場合は，特定海域への入域）の前日の正午又は24時間前のいずれか早い時刻までに必ず提出すること。なお，提出の日が休日に当たる場合は，その日より前の休日でない日の正午までに提出すること。

注2 「申請者名」の欄については，港長に対して申請を行うに当たっては，署名又は記名押印すること。

注3 「連絡方法」の欄については，内航船舶にあっては呼出符号（信号符字）のみ記載すること。

注4 「過去一年間の本邦内の港への入港の実績の有無」については，一般船舶にあっては特定海域への入域の有無も含む。

注5 「貨物情報」及び「危険物情報」の「積荷地」については，本邦以外の地域の港から本邦の港に入港する場合にのみ記載すること。

注6 「その他本邦の港（入港予定港が本邦での最初の寄港地で，かつ，その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載）」の欄については，内航船舶は記載する必要はない。

注7 入港時の「危険物情報」には，「荷卸しする危険物」，「その他の危険物」に区分し，出港時の危険物情報には，「積込む危険物」を記入すること。この場合，荷役しない「その他の危険物」については，「積付け位置」の欄に，その開放，非開放の別も記入すること。

注8 「危険物荷役情報」は，荷役関係者が記入のこと。

注9 「保障契約証明書等」とは，保障契約証明書，責任条約の締約国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する責任条約の附属書の様式による書面，外国が交付した責任条約第7条第12項に規定する証明書又は一般船舶保障契約証明書のことをいう。

注10 「保障契約証明書等の番号」の欄と「保障契約証明書等を有していない場合の記入事項」の欄については，該当する場合に応じ，いずれか一方に記入すること。

○港湾管理者 特記事項

注11 港湾管理者に提出の際は，＊欄について記入すれば足りる。

注12 「貨物情報」の「入港予定港」の欄における「本邦内での陸揚貨物の種類（積荷地）・数量」又は「入港予定港における船積貨物の種類・数量」の欄には，当該使用する係留施設で荷役する貨物の「種類」及び「数量」を（ ）書きで追加記入すること。

注13 備考欄の情報の有無について，該当に丸印をつけること。

注14 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。